



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 德永 康子 氏

**Q** 健康保険の扶養認定の基準が変わると伺いました。私達にはよくわからなくて時々手続きに戸惑ってしまいます。わかりやすくなれば良いのですが。

**A** 厚労省は健康保険の扶養者認定について、令和8年4月1日より、労働契約で定めた年間収入で判断する通達を出しました。

健康保険の被扶養者として認定される年収要件は次の通りです。

- ① 原則は130万円未満
- ② 60歳以上または障害者は180万円未満
- ③ 19歳以上23歳未満(配偶者除く)は150万円未満

また、被保険者の年間収入の1/2未満(別世帯の場合は仕送り額未満)が要件で、この基準そのものは変わらず、「年収」の考え方が変わります。

現在は対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金も含めた今後1年間の収入の見込みにより判定されていました。就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定が行われることになります。

令和8年4月1日より以下のように変わります。

(1) 時間外労働について

あらかじめ金額を見込み難いものは、見込み額には含まないことになります。

また、労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では恒常に時間外労働が発生している場合でも、当年度は一時的な収入変動として取り扱われます。

(2) 労働契約などの書面がない場合

勤務先から発行された収入証明書や課税証明書等により年間収入を判定されます。

(3) 給与以外に他の収入(年金・事業収入等)がある場合

勤務先から発行された収入証明書や課税証明書等により年間収入を判定されます。

(4) 被扶養者の認定後、臨時収入により130万円以上になった場合

被扶養者の認定後、認定段階で見込んでいなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上になった場合でも、臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、被扶養者の認定を取り消されることはないとなります。

一方、臨時収入により130万円を大きく上回り、労働契約の内容の賃金を不当に低く記載していたことが判明した場合には、被扶養者に該当しないものとして取り扱われます。

なお、その臨時収入が一時的な収入変動かどうかの確認のために、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明の提出を求められる可能性があります。

※「年収の壁・支援強化パッケージ」の事業主証明は、厚労省のHPよりダウンロードできます。正式な書類名は「被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」です。

(5) 遡って認定する場合の取り扱い

令和8年4月1日の施行日以降に、施行日より前の認定日に遡って認定される場合は、従来どおり、「対象者の過去の収入などから、所定外賃金の見込みも含めた、今後1年間の収入の見込み」により判定されます。

扶養の認定がシンプルになると考えられますね。この通達の目的は、年末などに就業調整するパートが後を絶たず、事業主が人手不足で困っている状態を解消することです。

「労働契約書」に明確に労働条件が記載されていれば、万一残業による臨時収入で130万円を超えたとしても扶養から外れることがないため、安心して働く、というわけです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980